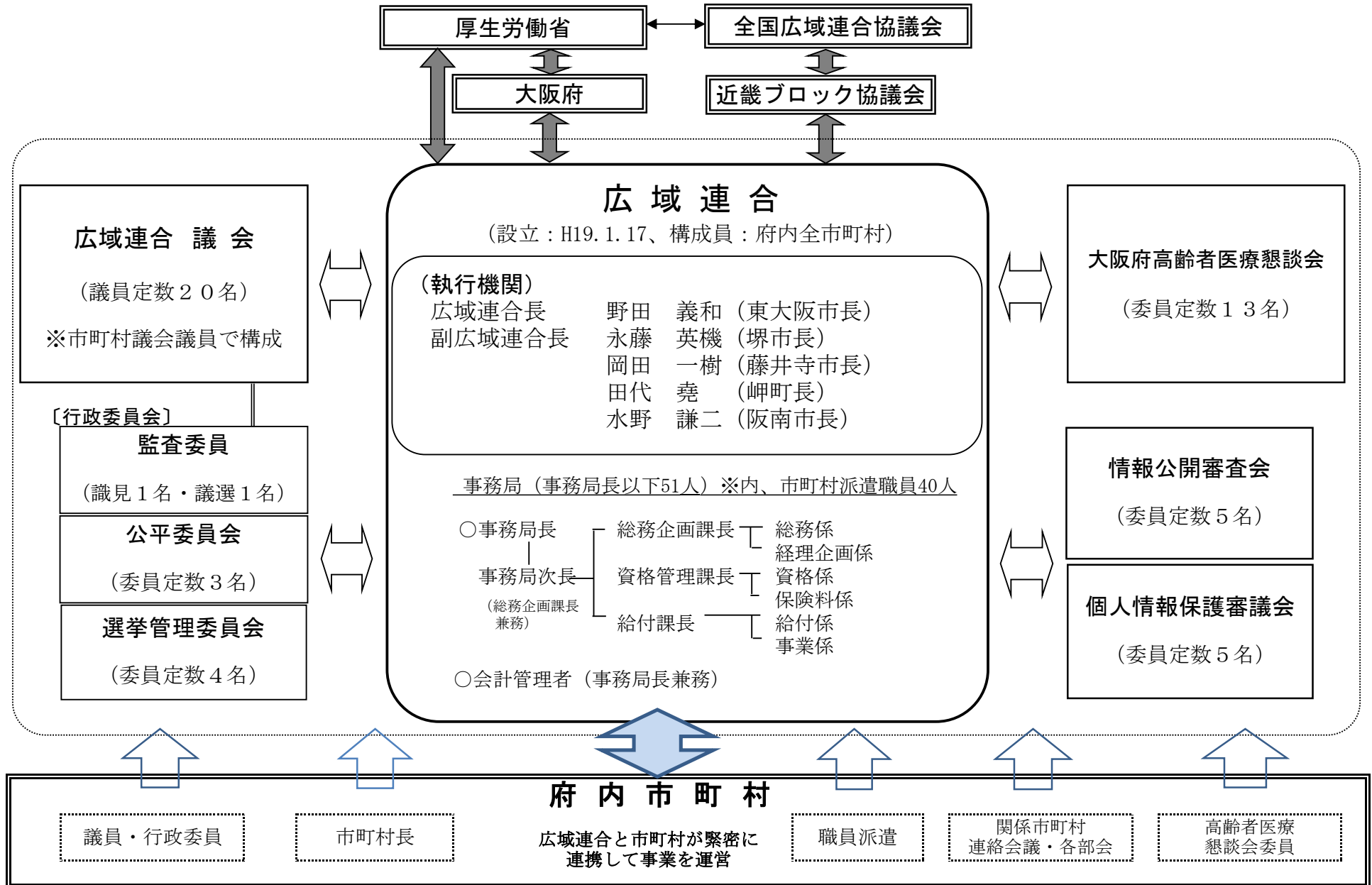


大阪府後期高齢者医療広域連合の組織概要



令和3年度

主要な施策の成果
(抜粋)

大阪府後期高齢者医療広域連合

I 予算及び決算

1 一般会計

(1) 収支の状況

(単位：千円)

年 度	歳 入 決 算 額	歳 出 決 算 額	歳 入 歳 出 差 引 額	翌年度に 繰り越す べき財源	実質収支	単 年 度 収 支	実質単年度 収 支
令和3年度	218,828	194,581	24,247	0	24,247	9,680	9,680
令和2年度	197,870	183,303	14,567	0	14,567	※1) 839	※2) 839
増 減	20,958	11,278	9,680	0	9,680	8,841	8,841

※1) 令和元年度の歳入歳出差引額（13,728千円）と令和2年度と同欄との比較

※2) 令和元年度の実質収支（13,728千円）と令和2年度と同欄との比較

2 後期高齢者医療特別会計

(1) 収支の状況

(単位：千円)

年 度	歳 入 決 算 額	歳 出 決 算 額	歳 入 歳 出 差 引 額	翌年度に 繰り越す べき財源	実質収支	単 年 度 収 支	実質単年度 収 支
令和3年度	1,282,574,995	1,237,828,607	44,746,388	0	44,746,388	△17,173,732	△17,173,732
令和2年度	1,227,276,264	1,165,356,144	61,920,120	0	61,920,120	※1) 40,990,525	※2) 40,990,525
増 減	55,298,731	72,472,463	△17,173,732	0	△17,173,732	△58,164,257	△58,164,257

※1) 令和元年度の歳入歳出差引額（20,929,595千円）と令和2年度と同欄との比較

※2) 令和元年度の実質収支（20,959,595千円）と令和2年度と同欄との比較

3 基金

○後期高齢者医療給付費準備基金

(単位：千円)

区 分	前年度末現在高	積 立 額	取 崩 額	決算年度末現在高
現 金	9,201,672	18,404,242	8,500,000	19,105,914

II 主要な施策の内容

【総務企画課】

1 関係市町村連絡会議の開催

広域連合の事務を円滑に実施するため、「大阪府後期高齢者医療広域連合関係市町村連絡会議」を開催し、広域連合を構成する関係市町村と緊密な連絡、調整を行いました。

なお、今年度の関係市町村連絡会議は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により、一部を書面にて開催しました。

開催日	場所	議題
令和3年8月12日	書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ○広域連合議会（7月臨時会）について <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度補正予算（案）について ○新型コロナウイルス感染症の流行に伴う後期高齢者医療保険料の減免等について ○令和3年度高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について ○制度施行状況について
令和3年10月21日	大阪府立労働センター(エル・おおさか)本館6階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○広域連合議会（11月定例会）について <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度補正予算（案）について ・令和2年度決算見込について ・債権放棄について ○令和4年度予算（案）について ○令和2年度大阪府後期高齢者医療定率負担金精算書 ○保険料率の算定方法の概要等について ○広域計画の改定について ○窓口負担の見直し等の概要について ○配慮措置の確実な実施のための口座事前登録の仕組みについて ○マイナンバーカード取得促進の取組について
令和4年1月25日	大阪府立労働センター(エル・おおさか)本館6階606号室	<ul style="list-style-type: none"> ○広域連合議会（2月定例会）について <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度補正予算（案）について ・令和4年度予算（案）について ・令和4年度・5年度保険料改定について ・大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正について ・大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について ・第4次広域計画（案）について ○窓口負担の見直し等の施行について ○マイナンバーカード申請書送付について

2 広報事業

後期高齢者医療制度を広く周知するため、市町村等の協力を得ながら各種媒体を用いた広報活動を行いました。また、ホームページの更新を随時行い、情報発信に努めるとともに、電子メール・FAX等による問い合わせに対し、適宜、対応しました。

(1) ガイドブックの作成・配布（被保険者証との同時配布）

- 表 題 「後期高齢者医療制度のしおり」（B6判32頁）

配布時期	配布部数	配布先
令和3年5月	1,422,000部	被保険者、市町村
令和4年3月	53,700部	被保険者、市町村

(2) ガイドブックの作成・配布（市町村窓口説明用）

- 表 題 「後期高齢者医療制度のしおり」（A 4判 32 頁）

配布時期	配布部数	配布先
令和3年4月	17,500部	市町村
令和3年6月	52,000部	市町村

- 表 題 「後期高齢者医療制度のしおり」点字版

配布時期	配布部数	配布先
令和3年8月	200部	市町村

- 表 題 「後期高齢者医療制度のしおり」外国語版（A 4判 32 頁）

配布時期	配布部数	配布先
令和3年9月	1,500部（英語500部、中国語500部、韓国語500部）	市町村

(3) リーフレットの作成・配布（市町村窓口説明用）

- 表 題 「大阪府後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

（一定以上の所得のある方（75歳以上の方等）の医療費の窓口負担割合が変わります）」（A 3 2つ折り）

配布時期	配布部数	配布先
令和4年2月	48,000部	市町村

(4) ポスターの作成・配布

- 表 題 「被保険者証が変わります」（B 3）

配布時期	配布部数	配布先
令和3年6月	22,500部	保険医療機関、保険薬局、市町村

(5) 市町村広報誌の活用

制度周知等に係る広報記事文例を市町村に提供し、広報誌への掲載を働きかけました。

掲載時期	掲載依頼内容
令和3年4月	保険料について、歯科健診・健康診査事業、人間ドック費用助成事業
7月	被保険者証更新
10月	ジェネリック医薬品の利用促進について
11月	適正受診のお願い
12月	歯科健康診査
令和4年2月	高額医療・高額介護合算制度について
3月	医療費の窓口負担割合の見直しについて

3 高齢者医療懇談会の開催

後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営及び高齢者医療制度についての意見交換のため、被保険者、医療関係者、有識者等から幅広い意見を伺う場として、「大阪府高齢者医療懇談会」を開催しました。

開催日	場所	議題
令和4年1月31日	大阪府後期高齢者医療広域連合 8階会議室	① 第4次広域計画（案）について ② 窓口負担の見直し等の施行について ③ 令和4・5年度保険料率改定について ④ 制度施行状況

4 個人情報保護審議会の開催

後期高齢者医療制度に係る個人情報の適切な取扱いのため、個人情報保護審議会において意見聴取を行いました。

開催日	場所	議題
令和4年3月3日	大阪府後期高齢者医療広域連合 8階会議室	① 個人情報の開示請求及び提供状況について ② 報告事項 ・個人情報保護条例の一部改正について ・個人情報保護制度の一元化について

【資格管理課】

(事業総括)

第7期(令和2・令和3年度分)の保険料率に基づき、市町村から住民基本台帳情報、所得課税情報等の情報提供を受け、保険料の賦課決定を行い、被保険者証については、定期判定により有効期限が8月1日から翌年7月31日の被保険者証を作成し、市町村から被保険者に交付しました。

また、当広域連合で設置している資格管理部会の関係市町村と後期高齢者医療制度の円滑な実施と効率的な運営を図るための協議を定期的に開催し、また、大阪府内の市町村及び大阪府と保険料収納率の向上に向けた情報交換等も実施しました。

さらに、第8期(令和4・令和5年度分)の保険料率改定に対応するためなど、後期高齢者医療に関する条例において所要の改正及び規定等の整備を行いました。

一方、厚生労働省より令和4年10月1日より施行される後期高齢者医療にかかる医療費の窓口負担割合見直し(2割負担)による周知広報の要請(令和3年度実施分)を受け、大阪府内の市町村と連携を取りながら周知広報活動に取り組みました。

1 被保険者証の交付

令和3年8月1日の定期判定により、有効期限が翌年7月31日の被保険者証を作成し、市町村から被保険者あてに交付しました。

○ 被保険者証交付数

	令和3年8月末	令和2年8月末
1割負担証	1,100,342枚	1,096,236枚
3割負担証	80,902枚	81,668枚

2 短期有効期限被保険者証の交付

後期高齢者医療制度の健全な運営に資するため、保険料滞納者に対して、通例定める期日(通常1年)より前の期日(6か月)を定めた短期有効期限被保険者証(以下「短期証」という。)の交付を行い、面談等の機会を増やすことにより、納付相談・指導を行い、滞納保険料の収入確保を図ります。被保険者間の負担の公平を図ることを目的として、令和3年8月1日に有効期限が令和4年1月31日の被保険者証を、令和4年2月1日に同年7月31日有効期限の「短期証」を作成し、市町村から原則手渡しで被保険者に交付しました。

○ 短期証交付枚数

令和3年度		令和2年度	
令和3年8月	3,212枚	令和2年8月	3,389枚
令和4年2月	2,119枚	令和3年2月	2,228枚

3 保険料の賦課及び保険料徴収

第8期（令和4・5年度分）保険料率の改定にあたっては、国により決定された各種算定数値を基に、被保険者の負担軽減を図るため、剰余金（190億円）の活用等による増加抑制策を講じ、保険料率を決定しました。

また、例年と同様、令和3年4月から保険料の特別徴収（年金からの支払）を開始し（仮徴収）、令和3年7月3日に令和3年度保険料算定を実施のうえ、同月より普通徴収を開始しました。

なお、保険料額の決定等にあたっては、所得の低い方への均等割額の軽減措置や新型コロナウイルス感染症の流行による所得の減少等に伴う減免措置も合わせて実施しました。保険料徴収事務については市町村事務ですが、徴収された保険料は広域連合に納付され、給付費等の支払いの貴重な財源になることや、被保険者の負担の公平性を確保すること等の観点から、保険料収納担当者会議の開催や、保険料の収納率が大阪府全体の平均より低い市を個別に訪問し、収納率の向上に向けた協議、助言を行いました。

このほか、効果的かつ効率的な収納対策を推進し、保険料収納率の更なる向上を図るため、平成22年度から「大阪府後期高齢者医療広域連合保険料収納対策実施計画」を策定し、現状と課題の把握、目標の設定、市町村及び広域連合の具体的な取組みを示し、実施してきました。

さらに、より一層の収納対策の取組みを支援していくために、市町村別収納率順位表を公表し、その内、前年度と比較し大きく向上した市町村から、先駆的・有効的な収納対策の取組み事例を収集し、逆に収納率が大阪府全体の平均を下回った市町村においては、収納対策上の問題点を洗い出した上で収納率向上に向けた改善計画の立案を求め、その結果を市町村に提供し、収納対策の取組みに対する認識の共有化を図るとともに、この情報を広域連合のホームページで公表しました。また、収納対策の参考となる手引き資料として「後期高齢者医療保険料収納対策のヒント Ver. 3」を作成し、市町村に提供しました。

これらの結果、令和3年度の全体収納率は、前年度比0.04ポイント増の99.51%と制度発足以来、一度も低下させることなく着実に上昇を維持することができました。

○ 保険料収納率

令和3年度		令和2年度	
普通徴収	99.00%	普通徴収	98.90%
特別徴収	100.00%	特別徴収	100.00%
合計	99.51%	合計	99.47%

○ 保険料率

期別	年度	均等割額（年額）	所得割率	賦課限度額
第7期	令和2・3年度	54,111円	10.52%	64万円
第8期	令和4・5年度	54,461円	11.12%	66万円

4 資格管理部会等の開催

広域連合と市町村との意見交換、調整及び情報交換の場として、資格管理部会を開催し、年次更新証及び短期証の交付等事務の手順、保険料関係の算定日程及び保険料減免に関する事務、新型コロナウイルス感染症による後期高齢者医療保険料の減免の延長、窓口負担割合の見直しに関する厚生労働省の動向の情報提供や、今後の広域連合と市町村の対応に関する事等について検討しました。

また、府内全市町村の収納担当者を対象に滞納整理事務を主テーマとして、年に2回保険料収納担当者会議（研修）を開催し、自治体の収納対策に携わっている弁護士の講演や、市町村担当者の収納業務における課題と解決方法案の共有等により、収納対策についての市町村間の情報交換・共通認識を図ることで、収納担当者の技量の向上に努め、効果的かつ効率的な保険料収納対策の推進を支援しました。

なお、今年度の資格管理部会と保険料収納担当者会議は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により、一部を書面並びにオンラインにて開催しました。

(1) 資格管理部会

開催日	議題
令和3年5月27日 (第1回) ※書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ① 部会長及び副部会長の選任について ② 令和3年8月発効被保険者証の更新スケジュール等について ③ 令和3年8月発効短期証の交付事務の状況等について ④ 保険料関係の当面の日程について ⑤ 令和3年度保険料軽減特例の見直しに係る広報・周知について ⑥ 新型コロナウイルス感染症に係る後期高齢者医療保険料減免について ⑦ マイナンバー未把握によるマイナンバー未連携者等への対応について ⑧ 後期高齢者医療保険料の収納率について
令和3年10月28日 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> ① 第8期保険料率改定について ② 保険料収納対策の推進について ③ 令和3年度生活保護受給者の全件調査について ④ 被保険者証の回収について ⑤ 窓口負担割合2割について
令和4年2月16日 (第3回)	<ul style="list-style-type: none"> ① 第8期保険料率改定について ② 2割負担の今後の予定（被保険者証、広報等）について ③ 令和4年8月発効被保険者証の定期判定について ④ 令和4年8月発効短期証の交付事務について ⑤ 令和4年度保険料確定賦課（本算定）等の日程案について ⑥ 基準収入額適用申請について ⑦ 保険料減免事務（通常減免）の見直しについて ⑧ 保険料収納対策の推進について

(2) 市町村保険料収納担当者会議（研修）

開催日	議題等
令和3年8月～10月 ※書面開催	各市町村における収納業務に関する課題と取組状況の共有
令和3年11月10日 (大阪府と共催) ※オンライン開催	① 保険料収納対策の推進について ② 令和3年度第1回後期高齢者医療保険料収納担当者研修会の開催結果について ③ 令和3年度後期高齢者医療制度事業に係る指導監督の実施から見た取組み状況について（大阪府） ④ 講演「課題解決型の滞納整理について～法令根拠を踏まえて～」

【給付課】

(事業総括)

療養給付費、療養費等を支給するとともに、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証や特定疾病療養受療証の更新・発行業務等を行いました。

医療費適正化事業については、医療費が適正に請求されているかを点検するためのレセプト点検を行い、柔道整復師等からの申請書の点検については、民間事業者への委託による2次点検業務を行いました。また、被保険者への医療費通知、重複・頻回受診者に対する訪問指導事業を行いました。

ジェネリック医薬品については、利用促進を図るため、ジェネリック医薬品を利用した場合の差額通知を送付しました。

健診事業については、被保険者の健康保持や疾病の早期発見、フレイル等の予防のために、健康診査・歯科健康診査を実施し、人間ドック費用の一部を助成しました。また、市町村への事業委託により、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組みました。

返還金等の債権管理については、保険医療機関等に対する債権の確実な徴収、及び被保険者に対する債権の管理が行えるように、新たに滞納管理システムを導入し、徴収体制の強化を図りました。また、法的措置を含む積極的な徴収を実施し、未収金の縮減に努めました。

1 給付業務

療養給付費等の状況は、次のとおりです。

() 内：再掲

種 別			令和3年度		令和2年度	
			件 数	支 出 金 額	件 数	支 出 金 額
現 物 給 付	医 科	入 院	898,387 件	548,340,888,354 円	931,736 件	540,790,872,524 円
		入院外	19,592,363 件	334,232,566,915 円	18,972,601 件	319,184,963,432 円
	歯 科	入 院	2,193 件	784,107,760 円	2,212 件	787,462,779 円
		入院外	3,722,022 件	53,253,191,828 円	3,461,356 件	49,884,723,300 円
	調 剤		12,578,193 件	161,037,231,171 円	12,107,981 件	158,786,853,920 円
	食事・生活 療養費	医 科	(840,070 件)	13,145,494,906 円	(857,365 件)	13,590,545,123 円
		歯 科	(2,163 件)	11,674,254 円	(2,171 件)	12,715,606 円
	訪 問 看 護		160,718 件	18,378,579,438 円	138,767 件	14,925,082,313 円
高 額 療 養 費		(995,123 件)	(42,331,018,834 円)	(967,473 件)	(40,521,033,774 円)	
現 金 給 付	一 般 診 療 等		37,419 件	1,111,242,903 円	37,138 件	1,069,964,995 円
	柔道整復施術		962,027 件	9,802,465,537 円	962,281 件	10,026,042,082 円
	あん摩・マッサージ		115,823 件	3,625,235,569 円	112,788 件	3,548,186,210 円
	はり・きゅう		326,220 件	6,802,285,623 円	314,001 件	6,561,376,582 円
	高 額 療 養 費		1,637,188 件	12,160,676,704 円	1,676,282 件	12,211,224,080 円
	高額介護合算療養費		94,226 件	1,394,881,351 円	91,946 件	1,419,779,810 円
合 計			40,126,779 件	1,164,080,522,313 円	38,809,089 件	1,132,799,792,756 円

○ その他

種 別	令和3年度		令和2年度	
	件 数	支 出 金 額	件 数	支 出 金 額
葬 祭 費	64,788 件	3,239,400,000 円	59,669 件	2,983,450,000 円
傷病手当金	35 件	3,167,606 円	10 件	1,344,845 円

*新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金については、令和2年4月17日より施行。

2 証の発行

「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」及び「特定疾病療養受療証」を次のとおり発行しました。

種 別	発 行 枚 数	
	令和3年度	令和2年度
限度額適用・標準負担額減額認定証	337,821 枚 (R3年4月～R4年3月発行分)	317,502 枚 (R2年4月～R3年3月発行分)
限度額適用認定証	23,679 枚 (R3年4月～R4年3月発行分)	23,076 枚 (R2年4月～R3年3月発行分)
特定疾病療養受療証	3,142 枚 (R3年4月～R4年3月発行分)	2,999 枚 (R2年4月～R3年3月発行分)

3 保険者によるレセプト再審査処理結果

保険者によるレセプト再審査処理結果は、次のとおりです。

種 別	令和3年度			令和2年度			
	査 定	原 審	返 戻	査 定	原 審	返 戻	
医 科	件 数	103,901	110,502	4,273	133,807	126,086	8,267
	点 数	30,644,484		100,682,978	37,970,293		172,318,403
歯 科	件 数	12,632	747	2,521	13,940	987	2,897
	点 数	1,705,818		8,197,506	1,687,608		8,851,867
調 剤	件 数	24,902	26,230	2,509	28,782	23,025	3,790
	点 数	6,396,245		5,436,751	8,622,359		9,409,813
合 計	件 数	141,435	137,479	9,303	176,529	150,098	14,954
	点 数	38,746,547		114,317,235	48,280,260		190,580,083

* 査定：レセプトの診療内容について再審査を申出した結果、診療点数が減額となったもの

* 原審：再審査を申出した結果、元の審査どおりとなったもの

* 返戻：被保険者資格や負担割合及び点数に誤りがあったため、医療機関へレセプトを戻したものの

4 療養費支給申請（柔道整復・はり・きゅう・マッサージ）に伴う2次点検

療養費支給申請の2次点検について、次のとおり実施しました。

柔道整復	令和3年度	令和2年度
支給申請書画像化件数	962,027件	962,281件
受診者への照会文書送付件数	14,189件	14,433件

はり・きゅう・マッサージ	令和3年度	令和2年度
支給申請書画像化件数	442,043件	426,789件
受診者への照会文書送付件数	12,000件	12,000件

5 第三者求償事務

第三者行為の求償事務を次のとおり行いました。

令和3年度		令和2年度	
求償件数	求償額	求償件数	求償額
942件	1,067,957,180円	911件	1,020,587,031円

6 医療費通知

被保険者に対し、令和2年10月から令和3年9月における受診状況について、医療費通知を発送しました。

診療月	発送日	発送通数
令和2年10月～令和2年12月診療分	令和3年5月27日	1,098,921通
令和3年1月～令和3年9月診療分	令和4年1月27日	1,476,458通

7 重複・頻回受診者等への訪問指導事業

3か月間で毎月5医療機関以上受診している者、3か月間で毎月同一医療機関の受診が15日以上ある者を対象とした健康指導を行いました。

対象地域	内容
府内全域	令和3年7月から令和3年12月までの間 1人1回～2回で、重複・頻回受診者合わせて延べ590回実施

8 ジェネリック医薬品利用差額通知

切り替え対象のジェネリック医薬品のある先発医薬品を14日間以上処方されており、切り替えた際に自己負担の軽減額が大きい被保険者に対して通知を行いました。

実施日	通知件数	通知対象者
(第1回) 令和3年10月5日	19,805通	主に生活習慣病等の慢性疾患用薬を対象とし、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の差額上位約20,000件を対象
(第2回) 令和4年3月7日	19,802通	

9 健診事業

健診事業について、次のとおり実施しました。

種別	令和3年度			令和2年度		
	受診件数	受診率	支出金額	受診件数	受診率	支出金額
個別健診	225,137件	-	2,027,374,454円	209,100件	-	1,866,472,857円
集団健診	5,283件	-	41,538,174円	4,670件	-	34,995,761円
人間ドック	10,383件	-	265,960,655円	8,930件	-	228,528,296円
合計	240,803件	20.88%	2,334,873,283円	222,700件	19.42%	2,129,996,914円

歯科健診事業について、次のとおり実施しました。

種別	令和3年度			令和2年度		
	受診件数	受診率	支出金額	受診件数	受診率	支出金額
口腔機能評価実施	137,471件	-	911,392,250円	135,015件	-	924,359,600円
合計	137,471件	11.92%	911,392,250円	135,015件	11.78%	924,359,600円

10 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

フレイル等の高齢者の特性を踏まえた健康支援を行い、適切な医療や介護サービスにつなげることで生活習慣病の重症化予防や介護予防の促進及び健康寿命の延伸を図るため、市町村への事業委託により、高齢者の保健事業と市町村における介護予防事業等との一体的な実施に取り組みました。令和3年度は実施市町村が大幅に増えました。

(1) 実施市町村

令和3年度	令和2年度
25市町	6市町

(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するための広域連合の取組

取組内容	概要	令和3年度
① データヘルス計画実施に伴う分析事業 (令和元年度～)	市町村の健康課題の抽出等を支援するため、健康診査結果やレセプト等の分析結果を市町村へ提供	・令和2年度の健康診査・歯科健康診査結果・レセプト等を分析
② ICTを活用した分かりやすい健康診査通知事業 (令和元年度～)	被保険者の主体的な健康づくりを支援するため、ICT等を活用して分かりやすく健康診査・歯科健康診査の結果を通知	・健康診査結果通知 13,250人 ・歯科健康診査結果通知 5,474人
③ 高齢者のフレイル予防のための情報提供事業 (令和2年度～)	フレイル予防に関する意識を醸成するため、健康診査・歯科健康診査結果からフレイルのおそれのある対象者を抽出し情報提供書を送付	・健康診査結果通知 9,857人 ・歯科健康診査結果通知 3,786人
④ 一体的実施を推進するための市町村職員研修 (令和2年度～)	一体的実施に従事する市町村職員を対象に、専門研修及びKDBシステムの活用研修を大阪府国民健康保険団体連合会と連携して開催	・1回目 令和3年11月4日 79名 ・2回目 令和3年11月8日 69名
⑤ 一体的実施に係る医療関係団体との連携促進 (令和2年度～)	一体的実施の推進に向けて各地域医療関係団体の理解・協力を促進するため、事業の意義や医療関係団体の役割等について研修や説明会を開催	・医師会 令和3年11月25日 ・歯科医師会 令和3年7月28日 令和3年10月25日 ・薬剤師会 令和3年5月22日
⑥ 一体的実施に係る事業評価 (令和2年度～)	大阪府国民健康保険団体連合会のヘルスサポート事業(保健事業支援・評価委員会)等を活用し、一体的実施に係る保健事業の評価を実施し市町村へ還元	・ワーキングチーム 令和3年8月19日・20日 ・保健事業支援・評価委員会 令和3年12月14日
⑦ 一体的実施に係る企画・調整担当職員連絡会議 (令和2年度～)	一体的実施の円滑な推進に向けて、各市町村の企画・調整担当職員間の連携及び事業実施に必要な情報共有を行うとともにスーパーバイザーによる技術的助言を実施。また担当職員の事務負担軽減のため、Q&Aや交付金申請書作成マニュアル等を作成	・1回目 令和3年7月21日 30名 ・2回目 令和3年11月18日 31名 ・3回目 令和4年2月7日 31名
⑧ 健康寿命延伸を目指した歯科健康診査データ研究分析事業 (令和2～4年度)	歯科健康診査結果及びレセプト等の分析により、口腔状態と要介護状態につながる疾病との関係等を明らかにし市町村へ提供	・平成29年度～令和2年度の歯科健康診査・健康診査結果・レセプト等を分析

11 債権の整理及び管理

保険医療機関による診療報酬の不適切な請求や、柔整、はり・きゅう、あん摩・マッサージの施術に係る療養費の不適切な請求により発生した返還金債権等について、法的措置を含む積極的な徴収を行いました。

また、滞納管理システムを新たに導入し、被保険者に対する債権等の管理体制を強化することで、滞納債権を効率的に把握、徴収できる体制を構築しました。

(1) 債権の徴収状況

令和3年度調定分

	調定額	令和3年度 徴収額	不納欠損額	令和3年度末 未収額	収納率 (徴収額/ 調定額)
診療報酬等の 返還金等	21件 21,482,133円	10,933,841円	0円	5件 10,548,292円	50.9%
療養費の返還金	1件 1,386円	1,386円	0円	0件 0円	100%
負担割合相違	3,539件 23,703,430円	21,650,504円	0円	301件 2,052,926円	91.3%
喪失後受診	272件 17,231,673円	11,976,137円	0円	63件 5,255,536円	69.5%
その他返還金	85件 50,878,424円	50,878,424円	0円	0円	100%

令和2年度以前調定分

	繰越額	令和3年度 徴収額	不納欠損額	令和3年度末 未収額	収納率 (徴収額/ 繰越額)
診療報酬等の 返還金等	35件 655,458,805円	183,364,607円	2件 2,111,742円	19件 469,982,456円	28.0%
療養費の返還金	21件 20,481,861円	10,168,828円	1件 363,188円	9件 9,949,845円	49.6%
負担割合相違	1,462件 11,871,682円	1,153,066円	477件 3,771,358円	832件 6,947,258円	9.7%
喪失後受診	980件 66,518,517円	89,461円	110件 11,237,051円	801件 55,192,005円	0.1%
その他返還金	7件 9,484,597円	7,570,720円	1件 1,097,217円	4件 816,660円	79.8%

(2) 法的措置による回収の実施

令和3年度法的措置（差押）実績・・・4,322,833円（件数 3件）

12 給付部会の開催

広域連合と市町村との意見交換、調整及び情報交換の場として、給付部会を開催し、療養費支給や保健事業の事務等について、協議・報告を行いました。

なお、今年度の第1回給付部会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、書面にて開催しました。

開催日	議題
令和3年6月22日 (第1回) ※書面開催	① 正副部会長の選任について ② 第三者行為求償事務について ③ 医療費通知について ④ ジェネリック医薬品の使用促進について ⑤ 重複・頻回受診者訪問指導事業について ⑥ 限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証の一括更新について ⑦ 健康診査及び歯科健診について ⑧ その他保健事業について
令和4年2月17日 (第2回)	① 令和4年度給付部会当番市町村等について ② 令和4年度主な年間スケジュール(予定)について ③ 令和4年度医療費通知について ④ 限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の一括更新について ⑤ 後期高齢者医療一部負担金免除について ⑥ 東日本大震災に係る後期高齢者医療一部負担金免除について ⑦ 健康診査及び歯科健康診査の受診状況について ⑧ 医療費通知・高額療養費支給決定通知等の封筒裏面等について ⑨ 窓口負担割合の見直しに伴う配慮措置について ⑩ 不要な限度額適用認定証申請履歴への対応方法について

制度施行状況

○被保険者数の推移について
全被保険者数

		被保険者数(人)	対前年 増減数(人)	20年4月との 比較(%)	(再掲)現役並み 所得者(人)	構成比 (%)
平成20年	4月末	723,702			72,092	9.96
平成30年	4月末	1,103,391		152.46	80,585	7.30
平成31年	4月末	1,147,752	44,361	158.59	85,051	7.41
令和2年	4月末	1,173,097	25,345	162.10	84,775	7.23
令和3年	4月末	1,177,228	4,131	162.67	83,746	7.11
令和4年	4月末	1,208,881	31,653	167.04	86,412	7.15

(内訳)

		75歳以上被保険者数		65歳以上75歳未満被保険者数	
		被保険者数(人)	対前年 増減数(人)	被保険者数(人)	対前年 増減数(人)
平成20年	4月末	695,662		28,040	
平成30年	4月末	1,090,040		13,351	
平成31年	4月末	1,135,496	45,456	12,256	▲ 1,095
令和2年	4月末	1,161,793	26,297	11,304	▲ 952
令和3年	4月末	1,166,619	4,826	10,609	▲ 695
令和4年	4月末	1,199,429	32,810	9,452	▲ 1,157

○被保険者年齢構成 (令和4年4月末現在)

年齢階層	被保険者数(人)	構成比(%)
65～69歳	2,230	0.18
70～74歳	7,222	0.60
小計(65～74歳)	9,452	0.78
75～79歳	450,820	37.29
80～84歳	381,198	31.53
85～89歳	235,024	19.44
90～94歳	100,772	8.34
95～99歳	27,291	2.26
100歳～	4,324	0.36
小計(75歳～)	1,199,429	99.22
合計	1,208,881	100.00

平均年齢	81.57 歳
------	---------

○ 都道府県別75歳以上の人口と総人口に占める割合

	令和3年(2021年)			令和12年(2030年)			割合の差 (%)
	①総人口 (千人)	②75歳以上人口 (千人)	割合(②/①) (%)	①総人口 (千人)	②75歳以上人口 (千人)	割合(②/①) (%)	
全 国 計	125,502	18,674	14.9	119,125	22,884	19.2	4.3
北 海 道	5,183	864	16.7	4,792	1,092	22.8	6.1
青 森	1,221	211	17.3	1,076	256	23.8	6.5
岩 手	1,196	213	17.8	1,096	249	22.8	5.0
宮 城	2,290	322	14.1	2,144	431	20.1	6.0
秋 田	945	188	19.9	814	220	27.0	7.1
山 形	1,055	188	17.8	957	223	23.3	5.5
福 島	1,812	289	16.0	1,635	372	22.8	6.8
茨 城	2,852	424	14.9	2,638	545	20.7	5.8
栃 木	1,921	273	14.2	1,806	349	19.3	5.1
群 馬	1,927	299	15.5	1,796	372	20.7	5.2
埼 玉	7,340	1,013	13.8	7,076	1,275	18.0	4.2
千 葉	6,275	892	14.2	5,986	1,126	18.8	4.6
東 京	14,010	1,701	12.1	13,883	1,987	14.3	2.2
神 奈 川	9,236	1,248	13.5	8,933	1,531	17.1	3.6
新 潟	2,177	371	17.0	2,031	455	22.4	5.4
富 山	1,025	176	17.1	955	214	22.4	5.3
石 川	1,125	172	15.3	1,071	216	20.2	4.9
福 井	760	121	15.9	710	148	20.9	5.0
山 梨	805	130	16.2	724	159	22.0	5.8
長 野	2,033	355	17.4	1,878	419	22.3	4.9
岐 卓	1,961	312	15.9	1,821	373	20.5	4.6
静 岡	3,608	568	15.7	3,380	700	20.7	5.0
愛 知	7,517	992	13.2	7,359	1,212	16.5	3.3
三 重	1,756	276	15.7	1,645	329	20.0	4.3
滋 賀	1,411	187	13.3	1,372	239	17.4	4.1
京 都	2,561	400	15.6	2,431	488	20.1	4.5
大 阪	8,806	1,296	14.7	8,262	1,523	18.4	3.7
兵 庫	5,432	835	15.4	5,139	1,027	20.0	4.6
奈 良	1,315	219	16.7	1,202	266	22.1	5.4
和 歌 山	914	163	17.8	829	181	21.9	4.1
鳥 取	549	92	16.8	516	113	21.9	5.1
島 根	665	121	18.3	615	144	23.4	5.1
岡 山	1,876	305	16.3	1,797	363	20.2	3.9
広 島	2,780	431	15.5	2,689	527	19.6	4.1
山 口	1,328	245	18.5	1,230	288	23.4	4.9
徳 島	712	125	17.5	651	150	23.0	5.5
香 川	942	155	16.5	889	191	21.5	5.0
愛 媛	1,321	230	17.4	1,212	277	22.9	5.5
高 知	684	131	19.1	614	150	24.4	5.3
福 岡	5,124	721	14.1	4,955	934	18.9	4.8
佐 賀	806	126	15.6	757	155	20.5	4.9
長 崎	1,297	219	16.9	1,192	270	22.7	5.8
熊 本	1,728	283	16.4	1,636	347	21.2	4.8
大 分	1,114	195	17.5	1,044	238	22.7	5.2
宮 崎	1,061	178	16.8	977	221	22.7	5.9
鹿 児 島	1,576	265	16.8	1,437	321	22.3	5.5
沖 縄	1,468	156	10.6	1,470	216	14.7	4.1

全国計人口と都道府県別人口合計では四捨五入の関係で数値に相違があります。

資料出典 総務省統計局「人口推計 令和元年10月1日現在」(令和2年4月14日公表)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 平成42年」(平成30年3月30日公表)

○所得階層別の被保険者数

(令和3年9月末現在)

所得額	被保険者数(人)	構成割合
所得なし	575,586	48.61%
30万円未満	99,756	8.42%
30万円以上 50万円未満	55,797	4.71%
50万円以上 100万円未満	113,412	9.58%
100万円以上 150万円未満	131,166	11.08%
150万円以上 200万円未満	88,462	7.47%
200万円以上 250万円未満	40,732	3.44%
250万円以上 300万円未満	19,125	1.62%
300万円以上 400万円未満	20,151	1.70%
400万円以上 500万円未満	9,815	0.83%
500万円以上 700万円未満	8,804	0.74%
700万円以上1000万円未満	6,064	0.51%
1000万円以上	9,051	0.76%
所得不詳	6,266	0.53%
合計	1,184,187	100%

※所得は、収入から必要経費等を差し引いた所得総額（基礎控除前）。

※厚生労働省「令和2年度 後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告」の数値から作成。

○保険料率の推移

◆ 保険料率の推移

期別	年度	均等割額(年額)	所得割率	年間限度額
第1期	平成20・21年度	47,415円	8.68%	50万円
第2期	平成22・23年度	49,036円	9.34%	50万円
第3期	平成24・25年度	51,828円	10.17%	55万円
第4期	平成26・27年度	52,607円	10.41%	57万円
第5期	平成28・29年度	51,649円	10.41%	57万円
第6期	平成30・31年度	51,491円	9.90%	62万円
第7期	令和2・3年度	54,111円	10.52%	64万円
第8期	令和4・5年度	54,461円	11.12%	66万円

○保険料の軽減措置

【均等割額の軽減措置（世帯の所得水準に応じた軽減及び元被扶養者への軽減）】

令和4年度 軽減割合	軽減後の均等割額(令和4年度)	
	年額	月額
7割	16,338円	1,362円
5割	元被扶養者(※)	2,269円
	所得水準	
2割	43,568円	3,631円
合計		

※資格取得後2年間に限り軽減

適用人員	被保険者に占める割合
571,996人	45.10%
6,626人	0.51%
149,779人	11.81%
156,806人	12.36%
885,207人	69.81%

※適用人員は、第8期保険料改定時の予測人数。
(全被保険者数は1,268,022人で想定)

【被保険者均等割額の軽減措置等】
(令和4年度 要件)

軽減割合	軽減判定基準
7割	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が【基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数(※1) - 1)】を超えないとき
5割	要件① 後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方で資格取得後2年間(※2)
	要件② 同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が【基礎控除額(43万円) + 28万5千円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数(※1) - 1)】を超えないとき
2割	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が【基礎控除額(43万円) + 52万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数(※1) - 1)】を超えないとき

※1 給与所得者等の数とは、次のいずれかの条件を満たす同一世帯内の被保険者及び世帯主の合計人数です。2人以上いる場合に適用します。

- (1) 給与等の収入金額が55万円を超える方
- (2) 65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える方
- (3) 65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える方

※2 世帯の所得水準に応じた保険料の軽減措置7割軽減を受けている場合は7割軽減が適用されます。

○保険料収納率の推移

年 度	保険料収納率	増減数(対前年度)	(参考) 普通徴収収納率
平成20年度	98.40%		96.26%
平成21年度	98.56%	0.16%	96.87%
平成22年度	98.78%	0.22%	97.24%
平成23年度	98.93%	0.15%	97.58%
平成24年度	98.93%	0.00%	97.70%
平成25年度	99.01%	0.08%	97.90%
平成26年度	99.04%	0.03%	98.02%
平成27年度	99.09%	0.05%	98.18%
平成28年度	99.20%	0.11%	98.40%
平成29年度	99.25%	0.05%	98.47%
平成30年度	99.35%	0.10%	98.70%
令和元年度	99.36%	0.01%	98.69%
令和2年度	99.47%	0.11%	98.90%
令和3年度	99.51%	0.04%	99.00%

(調定額と収納額)

(単位：円)

年 度	調定額	収納額
平成20年度	58,739,480,623	57,799,571,781
平成21年度	60,171,938,720	59,304,409,186
平成22年度	64,561,650,168	63,776,952,143
平成23年度	66,819,810,683	66,104,658,476
平成24年度	74,371,811,609	73,572,718,301
平成25年度	76,282,862,143	75,525,747,541
平成26年度	78,971,004,070	78,215,351,289
平成27年度	80,135,160,817	79,409,296,749
平成28年度	83,875,918,173	83,202,679,899
平成29年度	88,269,552,556	87,604,938,914
平成30年度	90,564,522,696	89,980,357,205
令和元年度	94,779,835,824	94,175,929,230
令和2年度	102,843,276,093	102,298,358,782
令和3年度	103,710,595,761	103,205,399,137

令和2年度					令和3年度				
順位	市町村	調定額(円)	収納額(円)	収納率	順位	市町村	調定額(円)	収納額(円)	収納率
1位	田尻町	76,753,461	76,753,461	100.00%	1位	千早赤阪村	102,700,272	102,700,272	100.00%
1位	千早赤阪村	99,943,255	99,943,255	100.00%	2位	松原市	1,473,020,340	1,472,473,077	99.96%
3位	松原市	1,457,613,675	1,456,963,948	99.96%	3位	田尻町	79,646,114	79,601,214	99.94%
4位	太子町	180,435,303	180,297,660	99.92%	4位	太子町	184,324,763	184,156,863	99.91%
5位	熊取町	546,395,169	545,840,829	99.90%	5位	熊取町	561,606,782	560,726,815	99.84%
6位	河南町	244,742,794	244,445,747	99.88%	6位	交野市	1,257,018,934	1,255,046,538	99.84%
7位	河内長野市	1,844,867,656	1,842,196,854	99.86%	7位	阪南市	729,454,340	728,241,778	99.83%
8位	高石市	724,304,329	722,882,886	99.80%	8位	河南町	240,216,510	239,814,470	99.83%
9位	阪南市	715,875,802	714,459,288	99.80%	9位	島本町	430,026,364	429,299,306	99.83%
10位	豊能町	505,889,470	504,868,474	99.80%	10位	河内長野市	1,864,668,118	1,861,513,877	99.83%
11位	茨木市	3,613,580,113	3,606,138,291	99.79%	11位	高石市	728,795,367	727,515,743	99.82%
12位	富田林市	1,504,407,493	1,501,181,485	99.79%	12位	茨木市	3,673,103,439	3,666,377,518	99.82%
13位	交野市	1,234,749,033	1,232,071,366	99.78%	13位	能勢町	135,883,946	135,606,571	99.80%
14位	島本町	413,497,139	412,597,146	99.78%	14位	富田林市	1,516,829,063	1,513,043,670	99.75%
15位	岸和田市	2,113,042,386	2,108,018,290	99.76%	15位	岸和田市	2,130,283,606	2,124,915,982	99.75%
16位	池田市	1,565,719,208	1,561,587,479	99.74%	16位	豊能町	520,151,181	518,736,743	99.73%
17位	岬町	237,035,010	236,401,958	99.73%	17位	忠岡町	174,260,403	173,783,162	99.73%
18位	能勢町	129,843,729	129,473,834	99.72%	18位	泉佐野市	1,018,969,518	1,016,174,895	99.73%
19位	泉佐野市	1,003,177,850	1,000,199,652	99.70%	19位	池田市	1,566,288,564	1,561,956,939	99.72%
20位	四條畷市	660,275,080	658,230,416	99.69%	20位	和泉市	1,910,099,977	1,904,548,178	99.71%
21位	羽曳野市	1,458,803,338	1,454,119,236	99.68%	21位	四條畷市	682,419,054	680,372,777	99.70%
22位	枚方市	5,591,019,175	5,571,308,208	99.65%	22位	大東市	1,313,886,427	1,309,935,007	99.70%
23位	忠岡町	169,054,564	168,455,287	99.65%	23位	岬町	244,928,921	244,118,721	99.67%
24位	和泉市	1,852,990,783	1,846,386,864	99.64%	24位	八尾市	3,331,740,919	3,320,625,953	99.67%
25位	八尾市	3,330,987,810	3,318,560,756	99.63%	25位	羽曳野市	1,475,530,215	1,470,607,465	99.67%
26位	高槻市	5,404,408,781	5,384,093,336	99.62%	26位	大阪狭山市	857,278,162	854,394,464	99.66%
27位	大東市	1,286,189,509	1,281,035,417	99.60%	27位	泉大津市	733,686,193	731,194,237	99.66%
28位	摂津市	1,008,110,247	1,004,094,368	99.60%	28位	枚方市	5,695,306,711	5,675,185,832	99.65%
29位	貝塚市	898,122,715	894,379,003	99.58%	29位	藤井寺市	849,393,998	846,336,060	99.64%
30位	柏原市	843,231,750	839,568,369	99.57%	30位	高槻市	5,424,493,738	5,404,119,271	99.62%
31位	堺市	10,188,653,045	10,142,504,155	99.55%	31位	貝塚市	908,611,657	905,025,449	99.61%
32位	豊中市	5,508,772,853	5,482,078,520	99.52%	32位	箕面市	2,181,503,131	2,172,607,754	99.59%
33位	東大阪市	5,546,799,285	5,519,914,151	99.52%	33位	堺市	10,328,942,489	10,286,063,531	99.58%
34位	藤井寺市	844,799,065	840,550,886	99.50%	34位	吹田市	4,658,526,580	4,638,706,619	99.57%
35位	大阪狭山市	856,507,556	852,249,491	99.50%	35位	東大阪市	5,586,874,629	5,563,017,598	99.57%
36位	吹田市	4,613,313,589	4,589,293,749	99.48%	36位	柏原市	847,213,457	843,510,677	99.56%
37位	泉南市	707,736,176	703,968,133	99.47%	37位	泉南市	713,832,389	710,630,379	99.55%
38位	箕面市	2,156,343,936	2,144,677,090	99.46%	38位	守口市	1,558,171,397	1,550,658,209	99.52%
39位	泉大津市	730,123,074	725,922,750	99.42%	39位	摂津市	1,021,064,556	1,016,033,925	99.51%
40位	守口市	1,551,352,813	1,541,710,081	99.38%	40位	豊中市	5,521,894,137	5,493,514,644	99.49%
41位	寝屋川市	2,868,167,245	2,849,187,273	99.34%	41位	門真市	1,317,822,114	1,310,546,202	99.45%
42位	門真市	1,302,933,364	1,294,121,361	99.32%	42位	寝屋川市	2,901,745,671	2,882,196,118	99.33%
43位	大阪市	25,252,707,465	25,015,627,979	99.06%	43位	大阪市	25,258,381,615	25,039,764,634	99.13%
合 計		102,843,276,093	102,298,358,782	99.47%	合 計		103,710,595,761	103,205,399,137	99.51%

注:収納率は小数点第3位を四捨五入。

全国の広域連合における保険料収納率の推移(平成27年度～令和2年度)

No.	都道府県 広域連合	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度				
		全体 (%)	全体 (%)	全体 (%)	全体 (%)	全体 (%)	全体 (%)	対前年度 比(%)	順位	【再掲】 普通徴収(%)	順位
1	北海道	99.35	99.39	99.43	99.45	99.49	99.58	0.09	28	99.15	10
2	青森県	99.26	99.29	99.32	99.28	99.37	99.53	0.16	35	98.54	44
3	岩手県	99.51	99.54	99.57	99.63	99.72	99.74	0.02	4	99.14	13
4	宮城県	99.29	99.36	99.41	99.41	99.46	99.53	0.07	33	98.65	40
5	秋田県	99.48	99.53	99.52	99.57	99.59	99.78	0.19	3	99.19	7
6	山形県	99.50	99.51	99.53	99.57	99.57	99.67	0.10	13	98.83	28
7	福島県	99.36	99.38	99.41	99.47	99.43	99.59	0.16	26	98.74	35
8	茨城県	99.21	99.29	99.29	99.33	99.40	99.47	0.07	41	98.44	47
9	栃木県	99.31	99.38	99.38	99.37	99.36	99.54	0.18	32	98.68	38
10	群馬県	99.54	99.53	99.53	99.58	99.57	99.64	0.07	17	99.02	18
11	埼玉県	99.24	99.27	99.31	99.33	99.35	99.47	0.12	40	98.67	39
12	千葉県	99.25	99.26	99.29	99.33	99.27	99.42	0.15	45	98.58	43
13	東京都	98.81	98.88	98.91	98.97	98.95	99.19	0.24	47	98.65	41
14	神奈川県	99.35	99.38	99.42	99.48	99.43	99.57	0.14	30	99.12	15
15	新潟県	99.63	99.58	99.64	99.68	99.68	99.72	0.04	7	99.11	16
16	富山県	99.50	99.51	99.54	99.56	99.57	99.64	0.07	18	98.83	30
17	石川県	99.55	99.55	99.53	99.49	99.47	99.56	0.09	31	98.85	25
18	福井県	99.61	99.49	99.56	99.53	99.56	99.59	0.03	24	98.83	29
19	山梨県	99.42	99.49	99.48	99.47	99.57	99.69	0.12	11	99.15	11
20	長野県	99.59	99.60	99.65	99.67	99.67	99.72	0.05	6	99.21	5
21	岐阜県	99.51	99.46	99.50	99.56	99.57	99.63	0.06	21	98.96	21
22	静岡県	99.26	99.30	99.32	99.38	99.41	99.53	0.12	34	98.83	27
23	愛知県	99.56	99.56	99.59	99.64	99.65	99.70	0.05	8	99.38	3
24	三重県	99.42	99.44	99.41	99.46	99.47	99.58	0.11	29	98.85	26
25	滋賀県	99.60	99.57	99.62	99.63	99.65	99.73	0.08	5	99.18	8
26	京都府	99.22	99.24	99.28	99.33	99.31	99.43	0.12	44	98.78	34
27	大阪府	99.09	99.20	99.25	99.35	99.36	99.47	0.11	42	98.90	22
28	兵庫県	99.37	99.40	99.45	99.47	99.50	99.59	0.09	25	99.01	19
29	奈良県	99.45	99.47	99.49	99.58	99.61	99.70	0.09	9	99.29	4
30	和歌山県	99.43	99.50	99.52	99.51	99.58	99.67	0.09	12	99.15	12
31	鳥取県	99.49	99.54	99.63	99.60	99.61	99.65	0.04	16	98.81	33
32	島根県	99.67	99.70	99.74	99.79	99.72	99.81	0.09	1	99.40	2
33	岡山県	99.47	99.50	99.48	99.51	99.53	99.64	0.11	19	98.97	20
34	広島県	99.44	99.45	99.50	99.53	99.54	99.63	0.09	20	99.20	6
35	山口県	99.52	99.53	99.55	99.60	99.59	99.66	0.07	15	99.04	17
36	徳島県	99.20	99.13	99.28	99.37	99.36	99.47	0.11	43	98.69	37
37	香川県	99.44	99.43	99.49	99.53	99.47	99.58	0.11	27	98.90	23
38	愛媛県	99.51	99.50	99.53	99.55	99.59	99.66	0.07	14	99.17	9
39	高知県	99.27	99.28	99.35	99.36	99.36	99.52	0.16	36	98.73	36
40	福岡県	99.11	99.16	99.25	99.27	99.29	99.49	0.20	37	98.81	32
41	佐賀県	99.58	99.67	99.64	99.67	99.70	99.80	0.10	2	99.44	1
42	長崎県	99.40	99.43	99.48	99.50	99.52	99.62	0.10	22	98.82	31
43	熊本県	99.32	99.46	99.39	99.41	99.43	99.48	0.05	39	98.60	42
44	大分県	99.52	99.55	99.54	99.60	99.60	99.69	0.09	10	99.13	14
45	宮崎県	99.30	99.32	99.41	99.41	99.36	99.49	0.13	38	98.50	46
46	鹿児島県	99.35	99.41	99.38	99.46	99.48	99.60	0.12	23	98.87	24
47	沖縄県	98.86	98.92	99.09	99.05	99.08	99.24	0.16	46	98.52	45
	全国平均	99.28	99.32	99.36	99.40	99.40	99.53	0.13	—	98.91	—

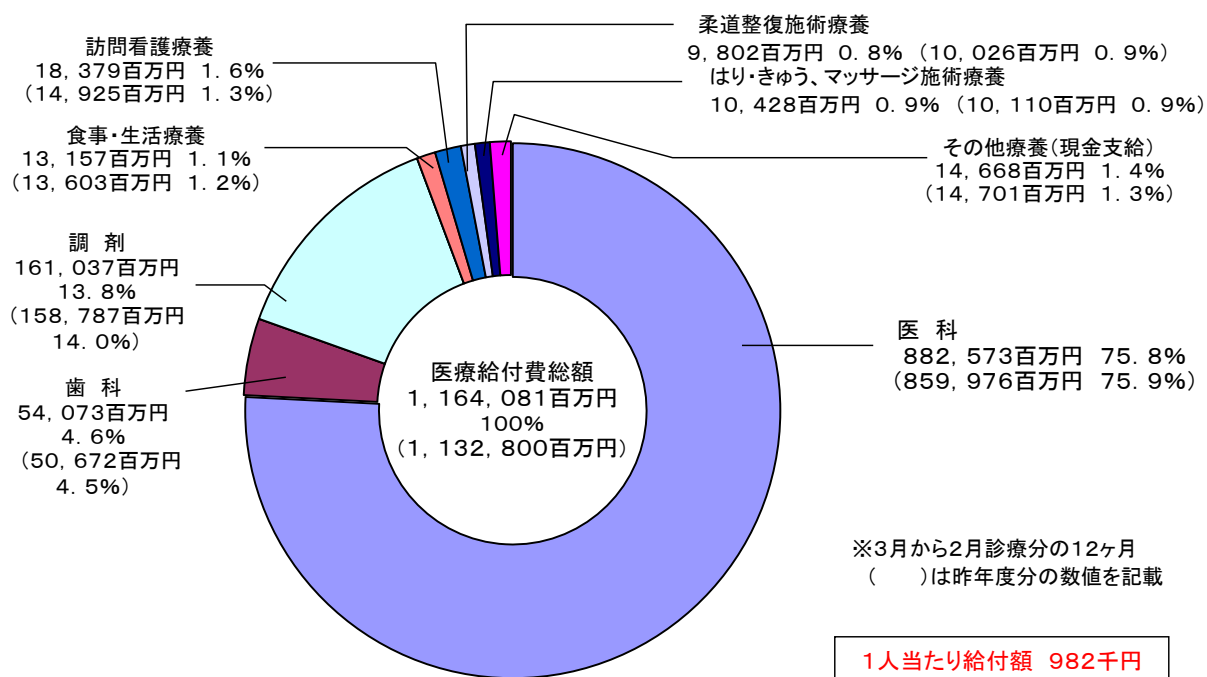
※厚生労働省公表「後期高齢者医療制度（後期高齢者医療広域連合）の財政状況等について」の「都道府県後期高齢者医療広域連合別の保険料収納率」により作成。

医療給付費の年度別比較

	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(決見)
医療給付費	1,155,225,894 千円	1,132,799,793 千円	1,164,080,522 千円
増 減	56,234,439 千円	▲22,426,101 千円	31,280,729 千円
対前年度比	105.1 %	98.1 %	102.8 %
被保険者数平均 (3月～2月)	1,157,424 人	1,176,480 人	1,185,148 人
増 減	40,648 人	19,056 人	8,668 人
1人当り給付費	998 千円	963 千円	982 千円
増 減	14 千円	▲35 千円	19 千円
対前年度比	101.4 %	96.5 %	102.0 %

注)医療給付費は、保険給付費から審査支払手数料、葬祭費、傷病手当金を除いたもの。

令和3年度医療給付費内訳(見込)



1人当たり医療費の状況【年度別、都道府県別】

※令和2年度についてはまだ公表されていません

	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	順位	実額(円)	順位	実額(円)	順位	実額(円)
全国計		944,561		943,082		954,369
北海道	4	1,095,259	5	1,091,309	5	1,102,321
青森	41	825,073	42	822,215	43	826,686
岩手	46	762,429	46	763,690	46	771,848
宮城	38	840,146	37	836,858	37	847,861
秋田	45	801,417	45	800,643	45	812,830
山形	43	821,905	39	832,184	38	846,389
福島	37	841,925	38	835,710	39	844,621
茨城	33	858,280	34	846,461	36	854,395
栃木	39	833,629	41	828,031	40	841,487
群馬	31	869,308	32	862,667	32	868,799
埼玉	35	853,114	35	844,747	34	858,183
千葉	42	823,716	43	820,317	42	831,128
東京	23	935,810	23	935,443	24	950,269
神奈川	30	870,070	30	868,840	30	881,974
新潟	47	756,874	47	759,076	47	767,524
富山	28	911,653	26	923,138	25	934,183
石川	16	991,158	16	986,722	16	999,414
福井	26	923,639	27	919,222	28	928,265
山梨	34	856,900	33	851,038	35	856,493
長野	40	827,202	40	831,187	41	838,973
岐阜	32	868,806	31	863,876	31	868,996
静岡	44	816,453	44	812,077	44	820,207
愛知	21	944,682	21	942,408	23	950,326
三重	36	845,854	36	844,698	33	858,749
滋賀	24	935,171	24	928,615	26	933,072
京都	15	1,018,412	15	1,021,654	14	1,034,886
大阪	6	1,075,541	7	1,069,730	7	1,083,658
兵庫	13	1,022,865	14	1,024,601	15	1,034,410
奈良	22	940,435	22	942,338	21	955,442
和歌山	20	953,252	20	950,287	20	972,548
鳥取	27	912,202	28	918,185	27	932,696
島根	25	924,615	25	924,806	22	954,902
岡山	18	975,682	18	976,070	18	988,702
広島	8	1,057,478	9	1,054,883	11	1,059,094
山口	12	1,036,846	12	1,033,715	13	1,039,820
徳島	11	1,045,774	11	1,051,071	9	1,068,695
香川	17	976,225	17	978,300	17	993,840
愛媛	19	958,818	19	959,875	19	980,046
高知	2	1,171,339	2	1,178,054	2	1,183,694
福岡	1	1,176,856	1	1,178,616	1	1,187,151
佐賀	7	1,073,336	6	1,073,948	6	1,085,919
長崎	3	1,097,576	3	1,102,137	4	1,109,121
熊本	9	1,052,509	8	1,058,942	8	1,080,003
大分	10	1,046,454	10	1,053,460	10	1,065,750
宮崎	29	910,009	29	911,108	29	922,741
鹿児島	5	1,079,002	4	1,094,966	3	1,118,216
沖縄	14	1,018,650	13	1,030,565	12	1,043,135

(注) 1. 厚生労働省医療保険データベース

『「後期高齢者医療事業状況報告」(年報:確報)令和元年度版』より抜粋。

2. 「年度」は「3月から2月診療分の12ヶ月」。

3. 「1人当たり医療費」は当該年度の医療費を、当該年度の平均被保険者数で除したものの。

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

フレイル等の高齢者の特性を踏まえた健康支援を行い適切な医療や介護サービスにつなげることで、生活習慣病の重症化予防や介護予防を促進し、健康寿命の延伸を図るため、市町村への事業委託により、高齢者の保健事業と市町村における介護予防事業等との一体的な実施に取り組んでいる。

(1) 令和4年度の市町村の取組状況

令和4年5月9日現在

市町村	開始時期 (初回契約年度)			日常生活圏域数	実施圏域数	①ハイリスクアプローチ							②ポピュレーションアプローチ			
	R2年度	R3年度	R4年度			ア) 低栄養防止・重症化予防					イ) 重複・頻回受診者、重複受診者	ウ) 健康状態不明者	その他	ア) フレイルの健康教育・相談	イ) フレイル状態の把握	ウ) 気軽に相談できる環境づくり
						a) 栄養・口腔・服薬			b) 重症化予防							
						低栄養	口腔	服薬	糖尿病性腎症	その他の生活習慣病						
1 大阪市		○		66	66		①			③				①③	①	
2 堺市		○		21	21	①	①			①		①		③	③	
3 岸和田市		○		6	6	①			①	①		①		①	①	
4 豊中市		○		7	7		①							①	①	
5 池田市	8月			2	2	①			①	①		①		①	①	①
6 吹田市		○		6	6	①	①					①		①	①	①
7 泉大津市	○			1	1	①	①		①					①③	①③	①
8 高槻市		○		4	4				①			①		③		
9 貝塚市			○	3	3							①		①		
10 守口市				6												
11 枚方市		○		13	13		①②					①③		①③	①③	
12 茨木市		○		5	3				①					①		①
13 八尾市				5												
14 泉佐野市				5												
15 富田林市	○			3	3	①			①	①		①		①	①	①
16 寝屋川市		○		6	2	①						①		①	①	①
17 河内長野市			10月	6												
18 松原市			○	4	4				①	①				①	①	①
19 大東市				3												
20 和泉市		○		4	4	①						①		①③	①③	
21 箕面市		○		14	5※				①③			①③		①③	①③	①③
22 柏原市		7月		1	1	①			①					①	①	①
23 羽曳野市			○	3	3	①	①		①					①③	①③	
24 門真市				5												
25 摂津市			未定	2												
26 高石市				3												
27 藤井寺市	○			1	1				①	①		①	①	①	①	
28 東大阪市		○		25	3				①			①		①	①	①
29 泉南市				4												
30 四條畷市		○		3	3	①			①	①		①		①③	①	①
31 交野市			○	1	1				①					①	①	①
32 大阪狭山市	○			1	1	①	①		①					①	①	
33 阪南市			7月	4												
34 島本町			○	1	1							①		①	①	①
35 豊能町		○		1	1	①②	①②							①③		
36 能勢町	○			1	1				①					①③	①③	①③
37 忠岡町				1												
38 熊取町		○		1	1				①			①		①	①	
39 田尻町		○		1	1							①		①		
40 岬町			○	1	1	①			①	①		①		①		
41 太子町		7月		1	1	①	①		①	①		①		①③	①③	①③
42 河南町		○		1	1	①			①	①		①		①③	①③	
43 千早赤阪村			○	1	1		①		①			①		①③	①③	①③
合計	6	19	10	252	167	16	11	3	10	18	2	21	1	31	27	16
累計	6	25	35													

※圏域を取りまとめるが全圏域で実施

①広域連合から委託で実施 ②市町村単独事業として実施 ③地域支援事業で実施 ④その他財源で実施

(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するための広域連合の取組

取組内容		概要	令和4年度（見込み）
①	データヘルス計画実施に伴う分析事業 (令和元年度～)	市町村の健康課題の抽出等を支援するため、健康診査結果やレセプト等の分析結果を市町村へ提供	・令和3年度の健康診査・歯科健康診査結果・レセプト等を分析
②	ICTを活用した分かりやすい健康診査通知事業 (令和元年度～)	被保険者の主体的な健康づくりを支援するため、ICT等を活用して分かりやすく健康診査・歯科健康診査の結果を通知	・健康診査結果通知 8,000人 ・歯科健康診査結果通知 8,000人
③	高齢者のフレイル予防のための情報提供事業 (令和2年度～)	フレイル予防に関する意識を醸成するため、健康診査・歯科健康診査結果からフレイルのおそれのある対象者を抽出し情報提供書を送付	・健康診査結果通知 8,000人 ・歯科健康診査結果通知 8,000人
④	一体的実施を推進するための市町村職員研修 (令和2年度～)	一体的実施に従事する市町村職員を対象に、専門研修及びKDBシステムの活用研修を大阪府国民健康保険団体連合会と連携して開催	・1回目 令和4年5月20日 54名 ・2回目 令和4年8月10日(予定)
⑤	一体的実施に係る医療関係団体との連携促進 (令和2年度～)	一体的実施の推進に向けて各地域医療関係団体の理解・協力を促進するため、事業の意義や医療関係団体の役割等について研修や説明会を開催	・医師会 (予定) ・歯科医師会 (予定) ・薬剤師会 令和4年5月21日
⑥	一体的実施に係る事業評価 (令和2年度～)	大阪府国民健康保険団体連合会のヘルスサポート事業(保健事業支援・評価委員会)等を活用し、一体的実施に係る保健事業の評価を実施し市町村へ還元	・ワーキングチーム 令和4年8月29日・30日・31日(予定) ・保健事業支援評価委員会(予定)
⑦	一体的実施に係る企画・調整担当職員連絡会議 (令和2年度～)	一体的実施の円滑な推進に向けて、各市町村の企画・調整担当職員間の連携及び事業実施に必要な情報共有を行うとともにスーパーバイザーによる技術的助言を実施。また担当職員の事務負担軽減のため、Q&Aや交付金申請書作成マニュアル等を作成	・1回目 令和4年5月24日 54名 ・2回目 令和4年10月(予定) ・3回目 令和5年2月(予定)
⑧	健康寿命延伸を目指した歯科健康診査データ研究分析事業 (令和2～4年度)	歯科健康診査結果及びレセプト等の分析により、口腔状態と要介護状態につながる疾病との関係等を明らかにし市町村へ提供	・平成29年度～令和4年度の歯科健康診査・健康診査結果・レセプト等を分析

令和3年度 健康診査受診状況（4月～3月）

No.	市町村名	被保険者数	対象外者数	対象者数	個別健診	集団健診	人間ドック	合計	受診率	◎参考 令和2年度 受診率
35	豊能町	4,411	98	4,313	2,029	0	49	2,078	48.18%	48.01%
5	池田市	14,786	327	14,459	5,989	0	75	6,064	41.94%	41.36%
27	藤井寺市	9,338	207	9,131	3,402	0	58	3,460	37.89%	32.86%
43	千早赤阪村	1,195	32	1,163	399	0	19	418	35.94%	32.74%
6	吹田市	44,846	848	43,998	14,624	0	239	14,863	33.78%	32.14%
20	和泉市	21,792	458	21,334	6,453	0	359	6,812	31.93%	30.34%
42	河南町	2,619	37	2,582	562	209	41	812	31.45%	23.69%
23	羽曳野市	16,848	498	16,350	4,775	0	206	4,981	30.46%	28.40%
8	高槻市	54,397	974	53,423	15,370	0	558	15,928	29.81%	29.27%
15	富田林市	16,707	478	16,229	4,536	0	290	4,826	29.74%	28.11%
17	河内長野市	18,387	373	18,014	5,012	0	162	5,174	28.72%	28.14%
21	箕面市	17,980	366	17,614	4,461	0	586	5,047	28.65%	26.82%
16	寝屋川市	34,108	438	33,670	9,129	0	222	9,351	27.77%	25.81%
32	大阪狭山市	8,242	135	8,107	2,154	0	45	2,199	27.12%	26.36%
13	八尾市	38,143	693	37,450	9,006	334	325	9,665	25.81%	23.19%
41	太子町	1,941	16	1,925	447	0	40	487	25.30%	26.01%
24	門真市	17,494	282	17,212	4,253	0	48	4,301	24.99%	24.80%
12	茨木市	34,068	735	33,333	7,493	573	157	8,223	24.67%	23.48%
7	泉大津市	9,379	225	9,154	2,139	0	84	2,223	24.28%	23.48%
39	田尻町	1,051	41	1,010	207	28	3	238	23.56%	21.19%
19	大東市	16,424	237	16,187	3,441	0	219	3,660	22.61%	20.83%
22	柏原市	10,063	169	9,894	2,090	0	143	2,233	22.57%	21.80%
30	四條畷市	7,627	212	7,415	1,576	0	90	1,666	22.47%	21.24%
34	島本町	4,280	65	4,215	907	0	32	939	22.28%	20.31%
11	枚方市	56,191	854	55,337	11,087	0	596	11,683	21.11%	19.09%
36	能勢町	1,892	57	1,835	228	140	11	379	20.65%	20.18%
26	高石市	8,017	176	7,841	1,301	159	102	1,562	19.92%	17.58%
2	堺市	117,178	2,598	114,580	20,703	0	1,748	22,451	19.59%	17.84%
4	豊中市	53,643	1,057	52,586	9,649	0	612	10,261	19.51%	18.54%
28	東大阪市	67,660	1,026	66,634	12,645	0	259	12,904	19.37%	17.96%
37	忠岡町	2,479	54	2,425	461	0	5	466	19.22%	15.34%
9	貝塚市	11,619	389	11,230	2,047	0	74	2,121	18.89%	18.12%
14	泉佐野市	13,215	338	12,877	2,167	72	95	2,334	18.13%	17.26%
38	熊取町	5,904	106	5,798	773	144	117	1,034	17.83%	16.45%
29	泉南市	8,811	297	8,514	1,252	0	264	1,516	17.81%	18.38%
25	摂津市	10,971	207	10,764	1,002	825	42	1,869	17.36%	16.12%
31	交野市	11,498	198	11,300	1,793	0	169	1,962	17.36%	16.32%
3	岸和田市	26,555	720	25,835	4,145	0	234	4,379	16.95%	17.01%
18	松原市	18,531	240	18,291	2,871	0	103	2,974	16.26%	14.75%
33	阪南市	8,673	227	8,446	914	196	74	1,184	14.02%	12.86%
1	大阪市	324,933	8,061	316,872	40,210	1,167	1,696	43,073	13.59%	12.12%
10	守口市	21,097	330	20,767	1,215	1,348	83	2,646	12.74%	12.30%
40	岬町	3,160	85	3,075	220	88	45	353	11.48%	10.41%
	合計	1,178,153	24,964	1,153,189	225,137	5,283	10,379	240,799	20.88%	19.42%

※対象者数は、受診券データ抽出日(4月1日)の被保険者数から健診対象外者数を除いた数

令和3年度 歯科健康診査受診状況（4月～3月受診）

順位	市町村名	被保険者数	対象外者数	対象者数	受診者数	受診率	◎参考 令和2年度 受診率
1	茨木市	34,068	735	33,333	7,670	23.01%	22.00%
2	和泉市	21,792	458	21,334	4,270	20.01%	19.53%
3	箕面市	17,980	366	17,614	3,444	19.55%	20.05%
4	豊能町	4,411	98	4,313	806	18.69%	16.66%
5	八尾市	38,143	693	37,450	6,721	17.95%	17.81%
6	吹田市	44,846	848	43,998	7,046	16.01%	15.36%
7	河内長野市	18,387	373	18,014	2,801	15.55%	16.13%
8	藤井寺市	9,338	207	9,131	1,395	15.28%	15.23%
9	泉佐野市	13,215	338	12,877	1,930	14.99%	13.59%
10	高石市	8,017	176	7,841	1,167	14.88%	14.67%
11	田尻町	1,051	41	1,010	144	14.26%	14.93%
12	守口市	21,097	330	20,767	2,914	14.03%	13.40%
13	富田林市	16,707	478	16,229	2,271	13.99%	14.12%
14	柏原市	10,063	169	9,894	1,372	13.87%	14.21%
15	能勢町	1,892	57	1,835	254	13.84%	9.98%
16	寝屋川市	34,108	438	33,670	4,658	13.83%	13.91%
17	羽曳野市	16,848	498	16,350	2,210	13.52%	12.13%
18	東大阪市	67,660	1,026	66,634	8,970	13.46%	12.58%
19	泉大津市	9,379	225	9,154	1,205	13.16%	12.79%
20	貝塚市	11,619	389	11,230	1,454	12.95%	12.26%
21	島本町	4,280	65	4,215	534	12.67%	13.14%
22	熊取町	5,904	106	5,798	728	12.56%	12.26%
23	摂津市	10,971	207	10,764	1,345	12.50%	12.11%
24	忠岡町	2,479	54	2,425	300	12.37%	11.00%
25	大東市	16,424	237	16,187	1,993	12.31%	12.77%
26	高槻市	54,397	974	53,423	6,224	11.65%	12.15%
27	大阪市	324,933	8,061	316,872	34,203	10.79%	10.64%
28	門真市	17,494	282	17,212	1,798	10.45%	11.22%
29	四條畷市	7,627	212	7,415	764	10.30%	11.35%
30	豊中市	53,643	1,057	52,586	5,327	10.13%	10.06%
31	千早赤阪村	1,195	32	1,163	117	10.06%	11.30%
32	河南町	2,619	37	2,582	257	9.95%	10.11%
33	池田市	14,786	327	14,459	1,415	9.79%	10.27%
34	大阪狭山市	8,242	135	8,107	787	9.71%	9.16%
35	泉南市	8,811	297	8,514	756	8.88%	10.42%
36	松原市	18,531	240	18,291	1,597	8.73%	8.68%
37	交野市	11,498	198	11,300	945	8.36%	8.76%
38	岸和田市	26,555	720	25,835	2,146	8.31%	8.28%
39	堺市	117,178	2,598	114,580	9,260	8.08%	7.97%
40	太子町	1,941	16	1,925	143	7.43%	7.10%
41	阪南市	8,673	227	8,446	536	6.35%	7.00%
42	枚方市	56,191	854	55,337	3,487	6.30%	6.64%
43	岬町	3,160	85	3,075	107	3.48%	3.74%
合 計		1,178,153	24,964	1,153,189	137,471	11.92%	11.78%

※対象者数は、受診券用データ抽出日(4月1日)の実数から対象外者数を除いた数

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う後期高齢者医療保険料の減免等について

1 はじめに

令和2年2月1日から適用している「新型コロナウイルス感染症の流行に伴う後期高齢者医療保険料の減免等」は、国の通知に基づき、令和4年度も延長されました。

2 コロナ保険料減免の対応について

(1) 経過

令和2年5月1日 国通知（令和2年度 財政支援の基準等について）

令和2年5月21日 「新型コロナウイルス感染症の影響に係る後期高齢者医療保険料の減免の特例に関する規則」を制定
適用日 : 令和2年2月1日（遡及開始）
対象年度：令和元年度及び令和2年度の保険料

令和3年3月12日 国通知（令和3年度 財政支援の基準等について）

令和3年4月1日 「新型コロナウイルス感染症の影響に係る後期高齢者医療保険料の減免の特例に関する規則の一部を改正する規則」を施行
施行理由：国の財政支援の延長による。

令和4年3月14日 国通知（令和4年度 財政支援の基準等について）

令和4年4月1日 「新型コロナウイルス感染症の影響に係る後期高齢者医療保険料の減免の特例に関する規則の一部を改正する規則」を施行
施行理由：国の財政支援の延長による。

(2) 令和4年度の規則改正の概要

減免対象年度を令和4年度分保険料まで延長する。

減免基準の変更はしない。（国財政支援基準どおり）

(3) 令和3年度コロナ減免と令和4年度コロナ減免の基準の比較

	令和3年度		令和4年度
国による財政支援	全額交付 ※4/10は特別調整交付金で交付 6/10は災害臨時特例補助金にて交付		構成市町村調整前調整対象需要額の割合に応じて交付 ※当広域連合は4/10となる見込み
(ア)減免対象 (イ)減免額	(ア-1) 新型コロナによる死亡 ・重篤	(イ-1) 同一世帯に属する被保険者の保険料額の全部	(ア-1)(イ-1) 変更なし
	(ア-2) 新型コロナによる主たる生計維持者の事業収入等の減少	(イ-1) 前年の合計所得金額に応じた減免割合で減免額を算定	(ア-2)(イ-2) 変更なし
対象保険料	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度保険料 令和2年度保険料 (令和2年度末資格取得等によるもの)		<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度保険料 令和3年度保険料 (令和3年度末資格取得等によるもの)

(4) コロナ減免の減免決定状況

	令和2年度申請分	令和3年度申請分
減免決定件数	4,374件(※1)	1,804件
減免決定金額	295,323,198円(※2)	155,783,147円

(※1) 令和元年度分 1,943件 令和2年度分 2,431件

(※2) 令和元年度分 40,084,391円 令和2年度分 255,238,807円

3 周知広報について

- ◇ 広域連合 ホームページ、被保険者証送付時(令和4年7月)にチラシを同封、窓口設置用チラシを市区町村へ配布(令和4年6月末)
- ◇ 市町村 ホームページ、市町村広報紙による周知を依頼

4 参考資料

(別紙) チラシ(年次更新分被保険者証送付時同封、窓口配架用)

新型コロナウイルス感染症感染拡大による 保険料の減免措置が延長されました



新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、
次の要件を満たす方は、保険料が減免できます。

【保険料の減免の対象となる方】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ➡ **保険料を全額免除**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方 ➡ **保険料の一部を減額**

【保険料が一部減額される具体的な要件】

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た令和4年の収入のいずれかが、令和3年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 令和3年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること

所得とは？

収入の額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除等を差し引いた額のことをいいます。

保険料の減免額は、減免対象の保険料額 (A×B/C) に、令和3年の所得の合計額に応じた減免割合 (D) をかけた金額です。

減免対象の保険料額 (A×B/C)

- A：75歳以上の方の令和4年度保険料額
- B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和3年の所得の合計額
- C：世帯の令和3年の所得の合計額 (※1)

(※1) 世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者の合計額

所得の合計額に応じた減免割合 (D)

- 主たる生計維持者の令和3年における所得の合計額について、
- 300万円以下の場合： 全部 (10分の10)
 - 400万円以下の場合： 10分の8
 - 550万円以下の場合： 10分の6
 - 750万円以下の場合： 10分の4
 - 1,000万円以下の場合： 10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、主たる生計維持者の令和3年の所得の合計額にかかわらず、対象保険料の全部を免除。

減免額の計算例 (75歳以上の夫婦世帯)

【令和3年の所得】

※保険料額は大阪府後期高齢者医療広域連合の保険料率を基にした一例です。

夫	給与所得	100万円 (給与収入170万円に相当)
	年金所得	80万円 (年金収入190万円に相当)
		→令和4年度保険料額 約21万円
妻	給与所得	なし
	年金所得	20万円 (年金収入130万円に相当)
		→令和4年度保険料額 約5.4万円

世帯の所得の合計額 (C) = 200万円

夫の給与収入が10分の3以上減少する見込みがある場合

【保険料の減免額】

(A)	(B)	(C)	(D)	保険料の減免額
夫の保険料について、	約21万円	× (100万円/200万円)	× 10分の10	= 約10.5万円
妻の保険料について、	約5.4万円	× (100万円/200万円)	× 10分の10	= 約2.7万円

※令和3年の所得の合計額が300万円以下の世帯なので、全部 (10分の10) が免除。

ご自身が減免の対象になるかどうかについては、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

窓口負担割合の見直し（2割負担・配慮措置）にかかる周知状況について

【資料5】

作成者	広報ツール	主な広報の方法	掲載内容		
			2割負担の新設	保険証の2回交付	配慮措置
広域連合	後期高齢者医療のしおり（B6版）	毎年7月の保険証交付時に同封し、 全被保険者に送付	○	○	○
	後期高齢者医療のしおり（A4版）	毎年6月から市町村窓口などに配架	○	○	○
	ポスター	医療機関において掲示	○	○	—
	ホームページ	ホームページ掲載	R4.1～	R4.6～	R4.9～
	コールセンター増設	お電話でお問い合わせいただいた方への説明	R4.2～3 R4.7～10	R4.2～3 R4.7～10	R4.10～R5.1
市町村	市町村広報誌	各市町村で順次対応	R4.3～	R4.3～	R4.9～
	ホームページ	各市町村で順次対応	R4.3～	R4.3～	R4.1～
国	ポスター（A2版）	8月に広域連合を通じ医療機関・高齢者施設な どに配付 市町村窓口にも掲示	○	○	○
	リーフレット（A3カラー両面）	8月に広域連合を通じ医療機関に配付 市町村窓口にも掲示	○	○	○

一定以上の所得がある方の、 医療費の 窓口負担割合が 変わります。



- ◆令和4年(2022年)10月1日から、75歳以上の方等^{※1}で一定以上の所得がある方^{※2}は、医療費の窓口負担割合が2割になります。
 - ◆窓口負担割合が2割となる方は、全国の後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。
- ※1 65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。
 ※2 現役並み所得者の方は、10月1日以降も引き続き3割です。

令和4年9月30日まで

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割

令和4年10月1日から

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者等	1割

被保険者全体の
約20%

被保険者証の有効期限にご注意ください

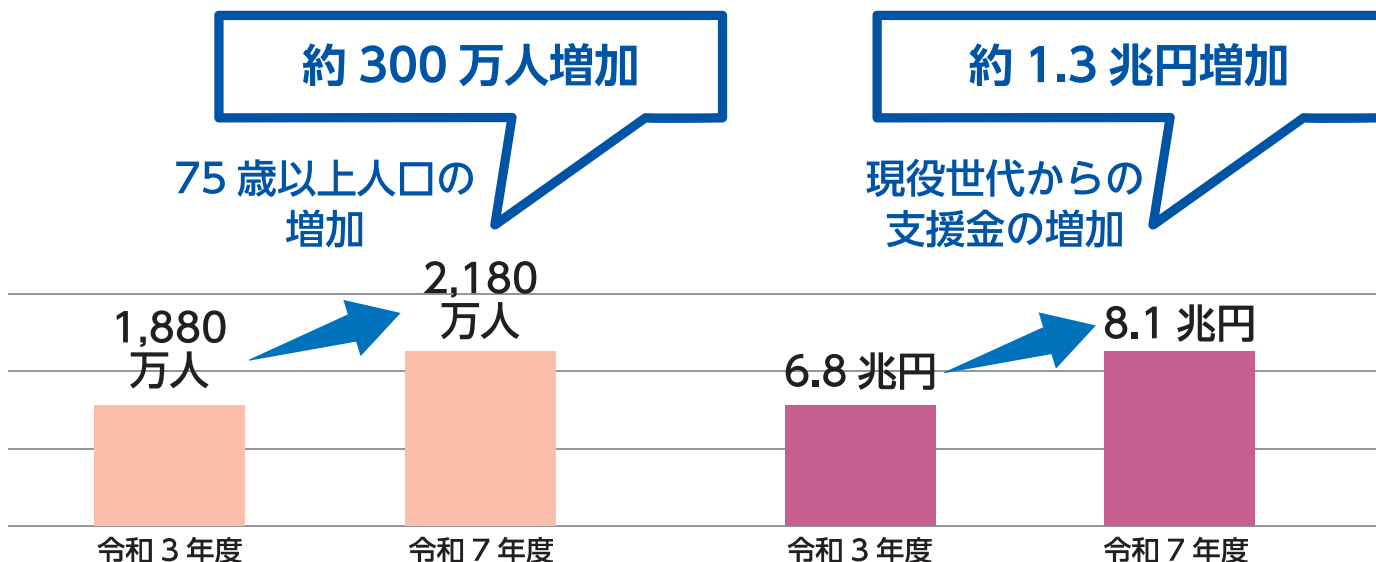
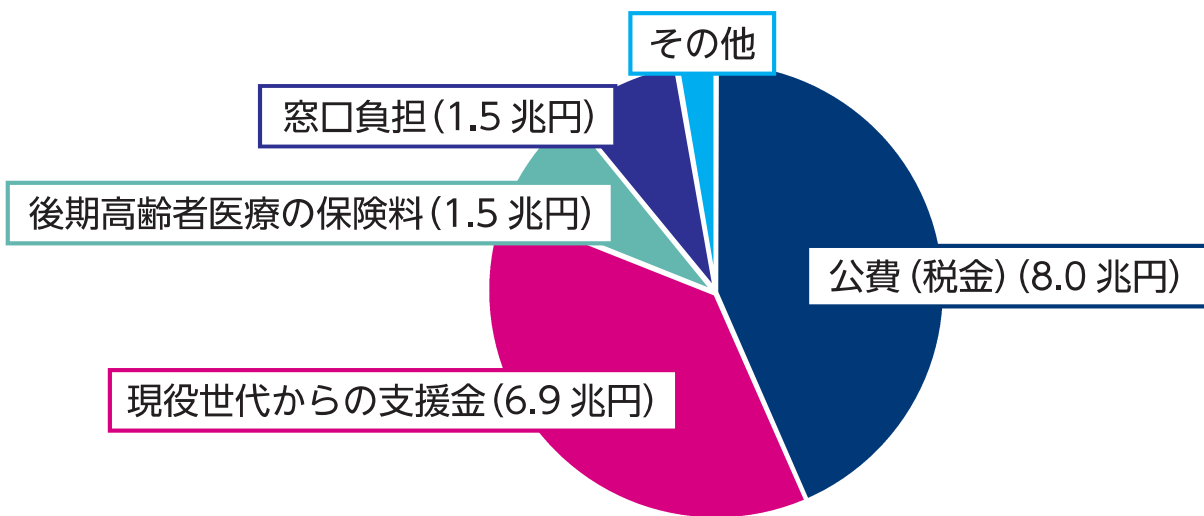
- ◆ご自身の窓口負担割合が2割となるかについては、後期高齢者医療広域連合において判定を行った上で、**令和4年9月頃**に後期高齢者医療広域連合または市区町村から、**令和4年10月1日以降の負担割合が記載された被保険者証**を交付しますので、そちらをご確認ください。
- ◆医療機関や薬局などで被保険者証を提示するときは「**有効期限**」を必ず確認しましょう。

見直しの背景

- ◆令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- ◆後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- ◆今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

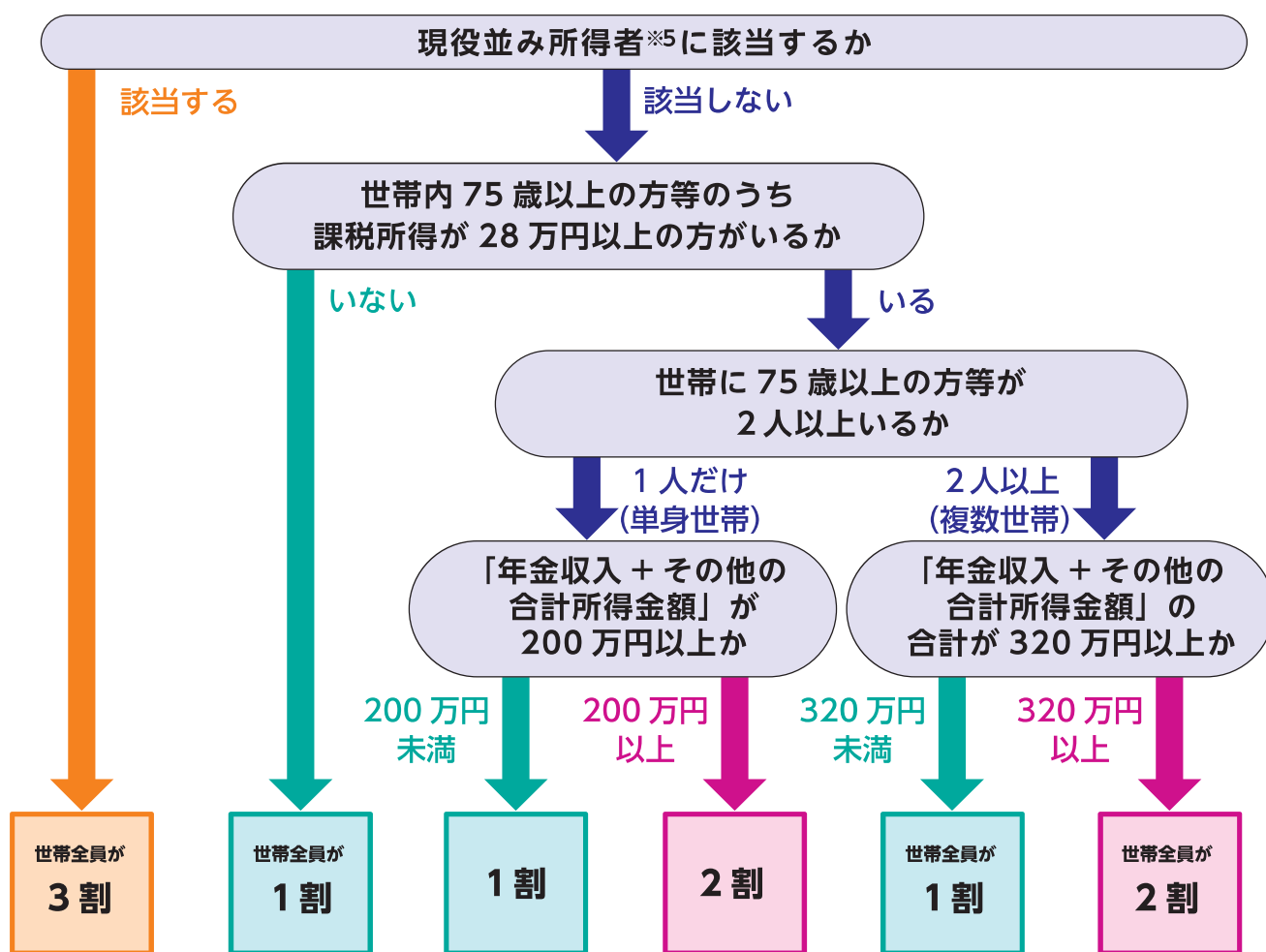


後期高齢者医療制度の医療費の財源内訳 (総額約18.4兆円)※令和4年度予算ベース



窓口負担割合 2 割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が 2 割の対象となるかどうかは、75 歳以上の方等^{※1}の課税所得^{※2}や年金収入^{※3}等（令和 3 年中のもの）をもとに、世帯単位で判定します。
- 75 歳以上の方等で一定以上の所得（課税所得が 28 万円以上かつ「年金収入 + その他の合計所得金額^{※4}」が単身世帯の場合 200 万円以上、複数世帯の場合合計 320 万円以上）がある方は、医療費の窓口負担割合が 2 割になります。



・住民税非課税世帯の方は、1 割負担となります。

- ※ 1 65 ~ 74 歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。
- ※ 2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額です。「課税標準」の額は、前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）等を差し引いた後の金額です。
- ※ 3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※ 4 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。
- ※ 5 課税所得 145 万円以上で、医療費の窓口負担割合が 3 割の方。
（一定の基準・要件を満たす場合、窓口負担割合が 1 割または 2 割になるケースがあります）

窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

- ◆令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外です）。

※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱い。そうでない場合は、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を後日高額療養費として払い戻し。

- ◆配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日自動的に払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の外来医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 (③-④)	2,000円

配慮措置

1か月5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

- ◆都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または市区町村の「後期高齢者医療担当窓口」までお問い合わせください。

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、

厚生労働省コールセンター ☎ **0120-002-719** にお問い合わせください。

※コールセンター対応時間：月曜日～土曜日の9時～18時（日曜日・祝日・年末年始は休業）

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には各都道府県の広域連合や市区町村から申請書を**郵送**します

申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

ご注意ください！

- ◆厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは**絶対にありません**。
- ◆ATMの操作をお願いすることは**絶対にありません**。
- ◆不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)、または消費生活センター(188(いやや!))にお問い合わせください。

書類は必ず郵送でお届けします



「(仮称)大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定にかかる皆さまからのご意見を募集します

意見募集（パブリックコメント）についてのお知らせ

令和4年9月

1 意見募集について

- ・個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報保護制度の体系が令和5年4月1日から一元化されます。
- ・大阪府後期高齢者医療広域連合においても、現在の大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例を廃止し、新たに「(仮称)大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定することとなりましたので、これに対する皆さまのご意見を広く募集します。
- ・ご意見については内容を整理し、広域連合の考え方とともに公表する予定です。

2 意見募集項目

「(仮称)大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例骨子(案)」

※上記の資料は、ホームページに掲載するほか、後期高齢者医療広域連合事務局および大阪府内市町村の担当窓口で閲覧できます。

3 応募対象者

- ①大阪府内に在住の方、または在勤・在学の方
- ②大阪府内に所在する団体

4 募集期間

令和4年9月12日(月)から令和4年10月11日(火)まで

5 提出方法

- ・**所定の様式(意見提出用紙)**により、郵送、FAX、持参又は当広域連合ホームページのお問い合わせフォームから必要事項をご入力の上、提出してください。
- ・必要事項は、(意見提出用紙)と同様です。
- ・電話での受付は行いませんので、あらかじめご了承ください。

6 提出先

- 郵 送 〒540-0028
大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル8階
大阪府後期高齢者医療広域連合事務局
- FAX 06-4790-2030
- 持 参 ・募集期間中に、広域連合事務局に提出してください。
・受付時間は、午前9時から午後5時30分までです。
(ただし、土曜日・日曜日及び祝日を除く。)
- 当広域連合ホームページのお問い合わせフォーム
下記リンクから必要事項を入力の上、ご提出ください。
・大阪府後期高齢者医療広域連合ご意見・ご質問について
<https://www.kouikirengo-osaka.jp/inquiry/index.html>

7 記入要領

- 氏名又は団体の代表者氏名、勤務先・学校又は団体の名称、住所又は勤務先・学校・団体の所在地、連絡先（電話番号等）を明記の上、ご意見を記入してください。
 - ・ご意見はできる限り、具体的に記載してください。
 - ・ご意見の趣旨を確認するため、連絡をさせていただく場合がありますので、ご協力ください。
 - ・ご意見は日本語表記で提出してください。日本語以外の言語で提出される場合は、必ず日本語訳を添付してください。

8 意見の取扱い

- ・提出されたご意見については、広域連合の考え方とあわせて、内容を公表する予定です。
- ・類似する内容のご意見については、まとめて取り扱わせていただく場合があります。
- ・単に、賛成、反対の結論のみを示したものや、内容が不明瞭なもの、募集内容以外のものについては、広域連合の考え方をお示しできない場合があります。

9 留意事項

- ・ご意見の内容以外の個人情報等は公表しません。
- ・個々のご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・提出されたご意見に、誹謗や中傷など、個人、団体等の利益を害するおそれのある内容が含まれる場合は、受付をいたしません。

10 お問い合わせ

大阪府後期高齢者医療広域連合事務局 総務企画課
電話 06-4790-2029 FAX 06-4790-2030

(仮称) 大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する 法律施行条例骨子(案)に関するパブリックコメント

1 個人情報の保護に関する法律の法改正及び条例の廃止・制定の背景

従来の個人情報保護制度では、団体ごとに個人情報の取扱いなどについて規律が分かれていました。

- ・ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）
→ 民間事業者
- ・ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）
→ 国の行政機関
- ・ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）
→ 独立行政法人等
- ・ 個人情報保護条例
→ 地方公共団体等（都道府県、市町村、広域連合等）

上記の状況に対して、令和 3 年 5 月 19 日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）により法が改正され、法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することとされました。

当広域連合においても、デジタル社会形成整備法による改正後の法（以下「改正法」という。）の規定を踏まえた、(仮称) 大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「施行条例」という。）を制定することとなりました。

2 改正法と条例の関係について

改正法による全国的な共通ルールに基づき、地方公共団体が施行条例で定めることを許容されている事項は、(1) 条例で定める必要がある事項、(2) 条例で定めることができる事項及び条例で定めることが妨げられるものではない事項となります。

(1) 条例で定める必要がある事項

- ・ 開示請求に係る手数料（改正法第 89 条第 2 項）
- ・ 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料（改正法第 119 条第 3 項及び第 4 項）

(2) 条例で定めることができる事項及び条例で定めることが妨げられるものではない事項

- ・ 情報公開条例に規定する不開示情報に係る開示・不開示決定等（改正法第 60 条第 3 項第 2 号）
- ・ 条例要配慮個人情報（改正法第 60 条第 5 項）
- ・ 個人情報ファイル簿・個人情報取扱事務登録簿（改正法第 75 条第 5 項）
- ・ 開示等請求における不開示情報の範囲（改正法第 78 条第 2 項）
- ・ 開示決定等の期限（改正法第 83 条第 1 項及び第 2 項並びに第 84 条）
- ・ 審議会等への諮問（改正法第 129 条）
- ・ 罰則の経過措置（デジタル社会形成整備法附則第 10 条第 2 項）

3 大阪府後期高齢者医療広域連合の対応の方向性

(1) 開示請求に係る手数料について

現行と同様に、保有個人情報を開示請求する際の手数料は無料とする予定です。

なお、開示文書の写しの交付を受ける場合は写しの作成及び送付に要する費用を申し受けます。

(2) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について

「行政機関等匿名加工情報」とは、行政機関・独立行政法人等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報です。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料は、国が実費を勘案して政令で定める額を標準として設定する予定です。

(3) 条例要配慮個人情報について

「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体等が保有する個人情報（改正法で規定する「要配慮個人情報」を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、地方公共団体が施行条例で定める記述等が含まれる個人情報をいいます。

改正法で規定する「要配慮個人情報」は現行条例の「要配慮個人情報」と同等の内容を規定しており、当広域連合では新たに「条例要配慮個人情報」を設けない予定です。

4 現行条例からの変更点について

(1) 開示決定等の期限について

現行条例では、開示請求に対する決定等の期限は、開示請求があった日から起算して15日以内です。ただし、期限内に決定できないことに正当な理由があるときは、15日を限度として期限を延長することができます（現行条例第19条第1項及び第2項）。

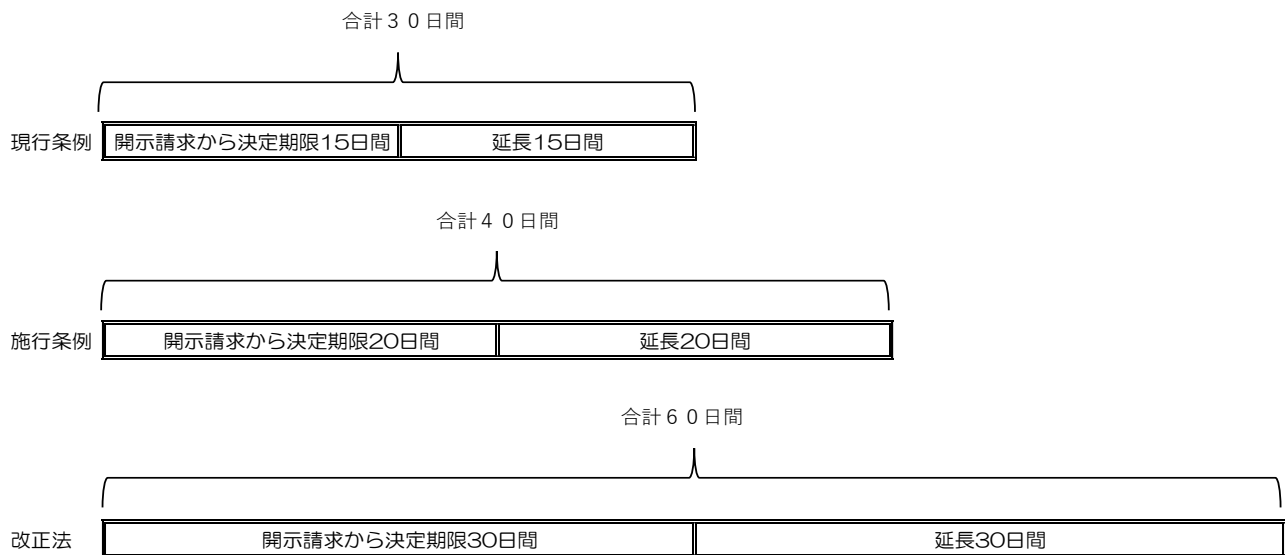
改正法における決定期限は、開示請求があった日から起算して30日以内です。ただし、期限内に決定できないことに正当な理由があるときは、30日を限度として期限を延長することができます（改正法第83条第1項及び第2項）。

施行条例では、改正法による規定の範囲内で期限を規定できるとされています。

施行条例では、開示決定等の期限を開示請求があった日から20日以内とし、期限内に決定できないことに正当な理由があるときは20日を限度として期限を延長することができるようにする予定です。

[参考 期間計算]

民法（明治29年法律第89号）第140条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算し、同法第142条の規定により、その期間の末日が行政機関等の休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了します。なお、この間に開示請求書の補正が行われた場合、その補正に要した日数は算入されません。



(2) 死者に関する情報について

改正法では、個人情報の範囲に「死者に関する情報」は含まれていません。

従いまして、施行条例においても死者に関する情報は個人情報の範囲に含まれません。

ただし、死者に関する情報が、同時に遺族等の生存する個人を識別することができる場合は、当該遺族等を本人とする個人情報に該当します。

(3) 行政不服審査法に基づく審査請求があった場合の諮問先の変更について

現行条例は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法の規定に基づく審査請求があった場合は、裁決をすべき実施機関は審議会に諮問しなければなりません（現行条例第42条）。

今後は行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関に諮問しなければなりません（改正法第105条第3項）。

5 施行条例に係る今後のスケジュール（予定）

- (1) パブリックコメントの実施【9月12日～10月11日】
- (2) パブリックコメントの意見集約、条例案の作成【11月上旬】
- (3) 審議会第2回目【令和4年11月下旬】
- (4) 議会への上程【令和5年2月上旬】
- (5) 施行条例施行【令和5年4月1日】